# 坂の上暮らしの相談所 重要事項説明書

令和6年12月16日 現在

当事業者は、ご利用者に対して居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供される居宅介護支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 事業者の概要

(1) 法人名 医療法人社団 心

(2) 法人所在地 〒433-8113 静岡県浜松市中央区小豆餅四丁目4番20号

(3) 電話番号 (053) 416-1640

(4)代表者職氏名 理事長 小野 宏志(5)設立年月日 平成18年12月12日

## 2. 事業所の概要

(1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業

(2) 事業所の名称 坂の上暮らしの相談所

(3) 事業所の所在地 〒433-8123 静岡県浜松市中央区幸四丁目6-8

(4) 事業所の電話番号 (053) 474-5551

(5) 管理者氏名 小山淳子

#### 3. 事業の目的と運営方針

当事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、居宅介護支援の提供を行うものとします。

### 4. 職員の体制

職種	職員数	勤務形態	職務の内容
管理者 主任介護支援専門員	1名	常勤 兼務	居宅介護支援の提供に当たる
介護支援 専門員	3名以上	常勤 専従 常勤 兼務 非常勤 専従 非常勤 兼務	居宅介護支援の提供に当たる

#### 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	8時30分から17時30分まで

※ただし、営業時間外であっても必要に応じて、居宅介護支援の提供を行う場合があります。 また、電話等により、24 時間連絡が可能な体制をとるものとします。

営業時間外連絡先:090-1566-1640

#### 6. 居宅介護支援を提供する通常の実施地域

天竜区を除く浜松市の区域

# 7. 当事業所が提供する居宅介護支援の内容及び利用料金

(1) 提供する居宅介護支援の内容について

	介護支援の内容について 
項目	内容・方法等
居宅介護支援の実施	当事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する 業務を担当させるものとします。 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、居宅介護支援の提供方法等について、理解しやすい ように説明を行います。
居宅サービス計画の作成について	<ul> <li>介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。</li> <li>○利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談を行うことで、利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。</li> <li>○利用する居宅サービスの選択に当たっては、複数のサービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。</li> <li>○介護支援専門員は、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から以下について、利用者に説明を行うと共に、介護サービス情報公表制度において公表します。</li> <li>・全6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一法人によって提供されたものの割合は別紙の通りです。</li> <li>○利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めることができる。</li> <li>○介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。</li> <li>○介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。</li> <li>○介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。</li> <li>○利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、当事業所に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。</li> </ul>
サービス実施状況の把握、評価について	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。サービスの実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1ヶ月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録します。ただし、下記条件を満たしているときはテレビ電話装置などの情報通信機器を利用したモニタリングを行う場合もあります。・利用者の同意を得ている。・主治医、担当者、関係者の合意を得ている。・主治医、担当者、関係者の合意を得ている。・可用者がその通信機器で意思疎通ができる。(家族のサポートを含む)・モニタリングで得られない情報については、他サービス事業所との連携で情報を得る。・少なくても2月に1回は、利用者居宅を訪問する。介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

	介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になった と判断した場合、または利用者が介護保険施設等への入院または入所を希 望する場合には、当事業所は利用者に介護保険施設等に関する情報を提供 します。
居宅サービス計画の 変更について	当事業所が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または当事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業所と利用者 双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をするものとします。
給付管理について	当事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管 理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定等の協力について	<ul><li>○ 当事業所は、利用者の要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるように必要な協力を行います。</li><li>○ 当事業所は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。</li></ul>
居宅サービス計画等の 情報提供について	利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者 の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出に より、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

### (2) 利用料金

居宅介護支援の利用料金については、別紙を参照してください。

### 8. 居宅介護支援の提供に関する留意事項

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の 有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった 場合は、速やかに当事業所にお知らせください。

利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

#### 9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 防止するための従業者に対する研修
- (2) その他虐待防止のために必要な措置

サービス期間中、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待と思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通達します。

# 10. 身体拘束等の適正化

- (1) 事業所は、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わない。
- (2) 身体拘束を行う場合にはその様子、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記入します。

#### 11. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 12. サービスに対する苦情

当事業所の提供している居宅介護支援や居宅サービス計画に基づいて提供している各種サービス についての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、従業者に関すること、利用料金に 関することなど気軽にご相談ください。

担当小山淳子電話番号(053)474-5551ご利用時間営業日の8時30分から17時30分

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

浜松市中央区長寿支援課	(053) 457 - 2324
浜松市東行政センター	(053) 424-0184
浜松市西行政センター	(053) 597-1119
浜松市南行政センター	(053) $425-1572$
浜松市北行政センター	(053) 523-1144
浜松市浜名区長寿保険課	(053) 585-1122
静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課	(054) 253-5590

(事業者)				
サービスの携	是供に当たり、この説!	明書に基づいて重要	要事項を説明しました	-0
所在地	静岡県浜松市中央	区幸四丁目6-8		
名 称	坂の上暮らしの相	談所		
説明者			<u> </u>	
(利用者)				
この説明書に	[基づき、サービスに	関する重要事項の記	説明を受けました。	
住所				
氏名			<b>(P)</b>	
(代理人)				
<u>住所</u>				

氏名

# サービス利用料金一覧

当事業所の提供するサービスは、法定代理受領サービスのため、原則として利用者様の負担は ありません。ただし、保険料の滞納等があり、法定代理受領サービスを受けることが出来ない 場合やその他の費用が発生する場合は、利用者様に料金の負担があります。

その場合は、毎月利用者様あてに料金の明細を記した請求書を発行いたしますので、翌月末までにお支払ください。

#### ·居宅介護支援費

要介護度区分	要介護1・2	要介護3~5
居宅介護支援費	居宅介護支援費 I : 1,086 単位	居宅介護支援費 I : 1,411 単位

### ・要介護度による区分なく状況によりかかる加算

加算内容	加算
特定事業所加算 (Ⅱ)	421 単位
特定事業所医療介護連携加算	125 単位
初回加算	300 単位
入院時情報連携加算(I) 入院した日のうちに当該医療機関の職員に対し当該利用者の 「必要な情報」を提供していること。 ※営業時間終了後、又は営業日以外に入院した場合は入院翌日を	
含む。	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ) 入院した日の翌日、又は翌々日に当該医療機関の職員に対し当該利用者の「必要な情報」を提供していること。	200 単位
※営業時間終了後に入院した場合、入院日から3日目が営業日でない場合は、その翌日も含む。 (Ⅰ) (Ⅱ) の同時算定不可	
退院・退所加算	カンファレンス参加 無
病院又は施設の職員と面談を行い、必要な情報を得た上でケアプ	連携 1 回 450 単位
ランを作成し、居宅サービスなどの利用に関する調整を行った場	連携 2 回 600 単位
合に算定する。	カンファレンス参加 有
	連携 1 回 600 単位
初回加算との同時算定不可。	連携 2 回 750 単位
	連携 3 回 900 単位
通院時情報連携加算	50 単位
看護小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300 単位
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月2回まで)	200 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位

<sup>※</sup>浜松市は、地域区分7級地となりますので、上記の単位の和に10.21円を乗じた額が居宅介護支援費となります。

# その他の費用について

サービスを提供する通常の	無料
実施地域にお住まいの方	(通常の事業の実施地域は、天竜区を除く浜松市の区域とする。)
	交通費
上記以外にお住まいの方	地域を越えてから片道10km未満 500円
	地域を越えてから片道10km以上 1,000円